

# 会 議 の 経 過

開 議 午前 10 時 00 分

平成 26 年 12 月 17 日（第 11 日目）

議 長（佐々木雄一君）

ただいまから、平成 26 年度第 4 回平泉町議会定例会第 8 日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

本定例会に町長から追加提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（佐々木雄一君）

日程第 1、総務教民常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

5 番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

閉会中の継続調査の申し出でございます。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 74 条の規定により申し出ます。記、1、事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、（1）高齢化社会に向けた対応策について、（2）人口減少と定住策について、（3）教育環境の整備について。

以上、報告いたします。

議 長（佐々木雄一君）

ただいま総務教民常任委員長から、会議規則第 74 条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐々木雄一君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(佐々木雄一君)

日程第2、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、石川章議員。

7番、石川章議員。

7番(石川章君)

閉会中の継続調査申出書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。記、1、事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査について、(1)社会基盤施設について、(2)農業振興策について、(3)観光振興策について。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議長(佐々木雄一君)

ただいま産業建設常任委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐々木雄一君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(佐々木雄一君)

日程第3、請願第5号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について及び日程第4、請願第6号、私学教育を充実・発展させるための請願を一括議題とします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

5番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

請願審査の報告を行います。

報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

請願5号、件名、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について。審査の結果、採択すべきものの。

請願6号、件名、私学教育を充実・発展させるための請願、採択すべきもの。この6号については、委員会の意見でこういう意見がありました。提出者、意見書は昨年と同様でありました。しかし、意見書の提出によって低所得世帯の生徒に給付金が創設され、教育負担の軽減が図られているということがありました。これらの制度の継続が必要であろうという意見がありましたので、併せて報告いたします。

議長（佐々木雄一君）

これから請願第5号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（佐々木雄一君）

挙手全員です。

したがって、請願第5号は、採択することに決定しました。

次に、請願第6号、私学教育を充実・発展させるための請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（佐々木雄一君）

挙手全員です。

したがって、請願第6号は、採択することに決定しました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第5、北上川治水調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、北上川治水調査特別委員長の報告を求めます。

北上川治水調査特別委員長、千葉勝男議員。

9番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

閉会中の継続調査の申し出をいたします。

北上川治水調査特別委員会委員長、千葉勝男であります。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、北上川治水事業について。

以上であります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

ただいま北上川治水調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第6、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長、石川章議員。

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

閉会中の継続調査申し出をいたします。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出いたします。記、1、事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産調査について。

よろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

ただいま国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第7、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、佐藤孝悟議員。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

閉会中の継続調査の申出書でございます。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、議会改革調査についてであります。

よろしく申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

ただいま議会改革調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第8、承認第6号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

承認第6号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

初めに、今回の平成26年度平泉町一般会計補正予算（第3号）を専決処分させていただいた理由につきまして、ご説明をいたします。

平成26年11月21日に衆議院が解散されたことに伴いまして、第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査が平成26年12月2日公示、平成26年12月14日執行と決定したところでございます。今回の場合、解散から選挙執行までの期間が短く、ポスター掲示板等の選挙関連資材・用品の手配等早急に行わなければならないこともございまして、そ

の対応のための予算執行が必要となったところでございます。本来であれば、臨時会を招集いたしましたして、補正予算議決をいただき予算執行すべきところでございますけれども、先に申し上げましたとおり、選挙執行までの準備期間が短く、臨時会を招集する時間的余裕がありませんでしたことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成26年11月21日付けで今回の衆議院議員解散総選挙に係る執行予算の全額を専決処分させていただいたものでございます。

それでは、2ページの裏をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきます。

款項同額でございますので、項の補正額で説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

14款県支出金、3項委託金651万1,000円、これは衆議院議員総選挙執行委託金の増額でございます。

歳入合計651万1,000円でございます。

次に歳出でございます。

2款総務費、4項選挙費651万1,000円、これには職員の時間外手当340万円の増額、ポスター掲示板設置及び撤去委託料65万円の増額等が含まれております。

歳出合計651万1,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

歳出の件で4ページになりますが、投票所借上料1万8,000円という金額ですが、投票所でも借上げしている場所があるのだと私今思ったわけでございますが、どこですか、この借上げ。全てただというか、各施設その施設でやっているのかなと思っておりましたから、その件についてお伺いします。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

借上げにつきましては、投票所9カ所中6カ所の公民館につきまして3,000円をお支払いしているところでございます。その6カ所の内訳につきましては、まず一つが2区の公民館、3区につきましては役場の施設というふうになってございますので3区は別でございます。それから下達谷公民館、6区の公民館、それから9区の公民館、それから長島に参りまして15区、それから19区の公民館、それから20区の公民館ということで、計6カ所になりますね。1カ所多いです、すみません。対象外になっているのが役場と3区の公民館ともう1カ所が、長島は公民館でございますので対象外でございます。19区、20区、15区、それから2区と下達谷、6区

は別ですね、下達谷と7区です。いずれ6カ所ですね、6カ所の公民館に対しましての支出でございます。

議長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

そのほかございますか。

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

特にどうこうということはありませんが、開票にかかった手間というか、時間と申しますか、大体同じぐらいの自治体のところでも早々開票終了というところもありましたし、平泉町は若干遅れたのかという、私個人的な考えですが、そこらあたりはどのように感じておりますか。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

開票終了予定時刻につきましては、県選管の方には全体の終了がおおむね22時ということで報告してございます。小選挙区につきましては、大体9時10分頃終了してございますし、比例区につきましては、これも9時30分頃には終了しております。最後の国民審査、これにつきましては10時10分頃ということで、これについて若干、10分ほど予定よりも遅れたというような経緯がございましたけれども、総体的には予定どおりの時間に終了したというふうに考えているところでございます。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

投票の際の場所の設置に関してですけれども、投票日当日に役場の会場だったわけですが、車椅子で来ました投票する人の高さがですね、立った場合の位置が見えるような状況だったわけなのですが、高さというか、そこの工夫は考えられないのかというところをちょっとお願いします。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

車椅子でいらっしゃいました方については、極力台の低いもので、代理投票記載台等もございますので、それらを活用して記載していただくように努力はしているところでございますけれども、もしかすると、一度に複数の方が見えられる場合については、そういうご不便をかける場合もあろうかとは思いますが、それについては投票者数の、特にも第6投票所が一番多い場所でもございますので、その辺については特にも今後の検討とさせていただきます。

議長（佐々木雄一君）

その他ございますか。

(「進行」の声あり)

議長(佐々木雄一君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

それでは、これから承認第6号、平成26年度平泉町一般会計補正予算(第3号)の専決処分  
に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(佐々木雄一君)

挙手全員です。

したがって、承認第6号、平成26年度平泉町一般会計補正予算(第3号)の専決処分に関し  
承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

議長(佐々木雄一君)

日程第9、議案第41号、平泉町環境保全条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長(菅原克義君)

議案書6ページをお開きください。

議案第41号、平泉町環境保全条例の補足説明をさせていただきます。

まず、今回の条例の趣旨についてでございますが、町では昭和53年に町民の生活環境を守り、  
良好な自然的、歴史的環境確保を目的に、平泉町町民の環境を守る条例が制定されました。その  
後、地球環境への問題に関心が高まり、世界遺産登録に伴う住民意識の向上を背景に社会情勢が  
変化してきたことから、今日の環境保全に適切に対処できる新たな条例が必要とされ、平成25  
年4月に平泉町環境基本条例を制定いたしました。

以上のような経過を踏まえて、本条例は平泉町民の環境を守る条例の趣旨を継承し、平泉町環  
境基本条例の基本理念にのっとり、自然環境の保全や生活環境の保全等に関する具体的な考え方  
や手続きを定め、もって良好な生活環境の確保を目的に制定するものでございます。

それでは、内容に入りますが、この条例は第1条から第36条までとなっていることから、第  
1章から第5章までの章を設けて構成しております。

まず、第1章、総則でございますが、第1条から第6条までとなっております。

第1条、目的では、環境基本条例の基本理念を受け本条例の目的を明らかにしております。第  
2条、定義は、条例で用いる用語の意義について規定をしております。第3条から第5条は、第

1条の目的を達成するために、町民、事業者、観光旅行者その他の滞在者が果たすべき責務を規定しております。第6条は、町が果たすべき責務を規定してありまして、良好な環境確保ができるように必要な施策を策定し、実施することを定めております。

次に、第2章、自然環境の保全でございますが、第7条から第18条までとなっております。

まず、第7条、保全計画の策定では、自然環境の保全に関する各種の施策を実施していくために、町に自然環境保全計画を定めることを義務付けると共に、策定にあたっての手続き等を明らかにしております。第8条、第9条は、土地所有者等の財産権の尊重と自ら良好な環境確保の取り組みの義務を規定したものであります。第10条、保全地区の指定では、自然環境を保全するための手法の一つとして、町が自然環境保全地区を指定することができる旨を例示し、自然環境保全地区の指定にあたり必要な手続き等を規定したものでございます。第11条は、自然環境指定地区の指定に伴う行為規定について、住民の農林業等の生業の安定に支障を来すことのないよう配慮しなければならないことを規定しております。第12条は、自然環境保全地区内における建築物の新築、宅地造成等による土地の形質等の変更行為に対して町長に届け出ることを規定しております。第13条では、第12条の届け出があった時に、自然環境保全のために必要な助言、または指導することができることを規定してございます。第14条は、自然環境保全地区内における行為のうち、届け出が不要な行為について規定しております。第15条は、第12条の行為を行おうとする者と必要に応じて公害防止協定を締結することを規定しております。第16条は国等の町への通知、第17条は、自然環境保全地区を指定した時に設置する標識について規定しております。第18条は、自然環境保全全般の指導、助言について規定をいたしております。

次に第3章でございますが、生活環境の保全でございます。第19条から第29条までとなっております。

第19条は、町の公害の監視、測定について規定をいたしております。第20条は、公害の状況を公表し、また、関係法令等に違反し公害を発生させている者を明らかにしていくことを規定したものでございます。第21条は公害に関する苦情等の処理、第22条は、健康影響調査等について規定したものでございます。第23条は、広域的な見知から解決する必要がある公害について、国、県、他の地方公共団体と連携して取り組むことを規定したものでございます。第24条は、地域の快適な生活環境の保全のため、騒音の防止について規定したものでございます。第25条は、雑草等の繁茂により、病虫害の発生や廃棄物の不法投棄等の被害と付近の生活環境等を損なうおそれがあることから、土地管理者等に対して、土地の適正管理について規定したものでございます。第26条は、水質汚濁の原因になりやすい下水道法等の関連法令に基づかない生活排水について規定したものでございます。第27条は、地下水の水源の保全のため、地下水の採取について規定しております。第28条は、例外的に認められている野外焼却であっても、近隣住民から苦情が寄せられたような場合は、焼却してはならないことを規定したものでございます。第29条は、第24条から第28条までの規定に違反する者に対する町の勧告等の権限について規定したものでございます。

次に、第4章、環境の保全の推進でございますが、第30条から第32条までとなっております。

す。

第30条は、町の再生可能エネルギーの推進について規定したものでございます。第31条は、町の省エネルギーの促進について規定しております。第32条は、再生可能エネルギー、省エネルギーの推進について町民及び事業者に協力を求めることについて規定したものでございます。

最後になりますが、第5章、雑則でございます。第33条から第36条までとなっております。

第33条は、本条例に規定された権限を行使するために、必要な資料等を得るための立入検査等について規定したものでございます。第34条は、本条例に規定された権限を行使するために必要な資料を得るための報告について規定しております。第35条は、予想外の公害により人の健康、または生活環境に著しい影響を及ぼす事態が生じた場合等には、原因者に対し必要な措置を講じさせること等について規定したものでございます。最後になりますが、第36条は、本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしたこととしたものです。

次に附則として、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。また、2として、本条例の施行に伴い、平泉町民の環境を守る条例を廃止することを規定したものでございます。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

この一連の流れを見ますと、まず公害としての認定、そして勧告、改善命令、そして公表というような順序でいくのではないかというふうに思います。そこで、最初の認定の基準といいますか、その辺がどこにあるのかということをお聞きしたいと。更に、保全地区に指定する場合の不適合の物件があった場合のリスト、そういったものをつくって住民に公表するのかどうか、その辺をひとつお聞きしたいと。最後の1点として、岩手県の自然環境保護条例というのがございますけれども、あれらとの絡みはどうなっているのか、その3点をお聞きしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず公害認定の関係でございますが、これは第3章の自然環境の保全の中に、公害関係が書いてございます。公害に関しては、様々な要因での公害といったことで、いろいろなケースというのが考えられるかと思いますが、ここでは、この条例では、公害の状況を把握し、監視、測定に努めるというような、そういった一般的な形での規定になっております。

それから保全地区の関係でございますが、あの保全地区の指定にあたっては、第10条の中に、第1項の中に第1号と第2号というそれぞれ保全地区の指定にあたっての考え方を規定しております。これだけではちょっと抽象的ですね、具体的ではないということがございますので、指定にあたっての基準について、更に規則の中でもう少し具体的な形で規定をしたいというふうに

考えております。ということで、規則で改めて指定基準みたいなものをつくりたいというふうに思っております。

県の環境保全条例との関連、連携ですが、県の方の環境に関する条例につきましては、岩手県自然環境保全条例というのがですね、これ昭和48年につくられたと、古い条例にはなるわけですが、これがございます。それからもう一つは、県民の健康で快適な生活を確保するための環境保全に関する条例というのが、平成13年にできているようですが、この二つがあるようです。当然、この中で、最初の県の自然環境保全条例では、地区指定等をしているようです。平泉には直接地区は指定されたものはございません。ということで、当然こういう県で策定されている条例の中での指定関係とか、そういったことも併せてですね、関連付けて今回の条例については実際の運用に当たっていきたいというふうに考えております。

不適合リストといったような考え方ですが、まずここでは不適合というよりも保全すべき地区を指定するという考え方がございますので、不適合というよりは守るべきところを指定していくと、その中で開発規制をしていくというふうな考え方がございますので、不適合になるというふうな考え方とはちょっと違うような観点での条例になっております。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

要するに、指定になった時にこの自然を守るために、その地区を保全の中で守るためにどうしても不適合なものがあつた場合には、すぐ退去なり縮小なりというわけにはいきませんと思うので、やはり生活問題もありますので、本来はそういうところに不適合のものがあるということを公表しないまでも本人にきちんとやって、将来はこういうような地になるのですよというような形にしないと、いつまで経ってもその自然が守れなくなるのではないかと、こういうふうに思ったわけですので、その辺は是非やっていただきたいと。そして、それらの緩和規定みたいなものもある程度設けるべきだと思います。

それとですね、先程言いました県の方の岩手県自然環境保全条例と先程の県民の健康で快適な生活を確保するための環境保全に関する条例とありますが、これと結局は平泉が保全地区に指定した場合はそれは重なるわけですか、同じ、県のものと同重なるのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

県の自然環境保全条例の中に地区指定されているところが県内でございます。先程言いましたように平泉町はその中にはございません。当然県で指定される、更に町で指定されるというふうな場合もあるかもしれません。あるいは県で指定していなくても、町で、先程も言いましたように規則、もう少し細かい指定基準をつくりますので、それに当てはまるような指定がなされる場合も、県とは別にですね、指定もあり得るかもしれません。それは両方の形はあるかと思います。

いずれ、今、保全地区の指定で考えている考え方なのですが、希少な価値を有する動植物ですね、そういったものの生息状態があれば、そういったものが指定されてくるのではないかというふうに思います。ちょっとどのようなものが具体的にあって、それが指定になるかどうかというふうな、ちょっと専門的な分野に入ることもありますので、今後、専門家の意見等も聞きながら、最初に自然環境保全計画といったようなものもつくりますので、そういった中で計画をつくり、そして次に指定までされるような場所があれば、その必要な手続きをしていくというふうな形で流れていくのかと考えております。

それで保全地区につきましては、これまでの条例の中の昭和、先程言いました昭和53年に作りました平泉町民の環境を守る条例の中にも保全地区というのはございましたが、今まで保全地区というふうに指定された経緯がございません。そういったような、これまでの経緯もございますので、いずれ専門家の意見を聞きながら、そういったような、その辺は慎重にですね、保全すべきところがあれば網を掛けていくといいますか、指定していくというふうな手続きになると思います。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

先程のその県の方の平成24年度までの間に、県からの町村への権限移譲の中に景観条例の方は平泉は該当していないと、今の自然の何とか県民の何とかかんとかというものは平泉町には権限移譲はなされていないと。要するに保全地区を指定することによって、計画を立てて保全地区を指定することによって県からの権限移譲というものは来るのか来ないのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

県の方の自然環境保全条例に基づく指定というのは、先程言いましたように県内で何地区か指定されております。それで、今回の条例つくったことによって、その指定するための権限が町の方に降りてくるのかということだと思いますが、ちょっとその辺の権限移譲については今そういう資料ないので分かりませんが、いずれ、これは、あくまでも今回の条例は町としてつくったものでございますので、権限移譲とはまた別の話として、町の基準に基づいた指定というふうな形で考えていきたいというふうに考えております。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

1点目は、一般質問の中でも外来生物について質問したところだったのですが、環境を壊すおそれのあるそういった生物に対して、この中で保全計画を今後つくっていく中で、そういった監視員制度とか、そういったところをやっていく考えはあるのかということと、その指定といいま

すか、そここのところを監視していただくような民間との協力というか、そういったところをどういうふうにしていくのかということが1点目です。そして、2点目は、今後増えていくであろう空き家、それから廃屋的などころが今後とも増える可能性があると思うのですけれども、そういったところに対しての勧告とか、もっと具体的などころがその計画の中に入ってくるのかということが2点目、そして3点目は、基本条例の中にもありましたが、放射性物質に対する配慮といえますか、そここのところも1点入っていたと思うのですけれども、このことに関してはどういうふうな形、セシウムは30年ぐらいの期間残ると言われておりますので、そここのところの環境保全に対する対策は、この3点について伺います。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず、1点目の監視員制度といえますか、そういう有害なといえますか、危険な植物とかそういうものに対する監視員制度の考え、それから民間との協力ということでございますが、当然、こちらで実態については全て把握しきれていない、そういった植物がどのような分布状況にあるか、ちょっと完全に把握しきれてはおりませんが、いずれ、今後そういった植物が繁茂してきておりますので、そういったものに対する住民に対する周知といえますか、そういったようなことからまず始めていく必要があるのではないかと。あるいはそういうものに対する適切な除去、刈り取りとか刈り取りの時期とか、そういったもののお知らせとか、そういったようなことからまず始めていく必要があるのかというふうに思っています。

それで、監視員とかそういった部分につきましては、必要に応じてといえますか、当然そういった方々の協力を得なければならないような状況があればそういったような制度も考えていく必要があるのかというふうに思います。また、民間との協力につきましても、行政だけでは全て把握しきれないというのは当然ありますので、何らかの形での協力は得ながら対策を講じていくというふうなことは当然考えていかなければならないというふうに思います。

それから放射性物質との関連ですが、環境基本計画の中には1項目設けてございます。それで、この保全条例の中には特にございませませんが、しいて申し上げれば、第35条の予想外の公害に関する措置といったような中に放射性物質とか、それからいわゆるPM2.5などといったような、そういったようなものに対する対策といったような形がこの辺に入ってくるのではないのかというふうに思っております。いずれ、放射性物質につきましては、現在、また別の放射線対策室の中で対策をずっと講じてきておりますので、この条例とはまた別な形で対策はずっと取ってきておりますので、それはそれとしてやっていくという形になるのではないのかというふうに思っております。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

空き家対策についてお話ししますと、先の臨時国会で国の方で空き家等対策の推進に関する特

別措置法というのが設立されて、これについて公布等はまだ未定ということであり、施行については公布から3カ月以内ということのようでございますが、いずれこの法案に基づきまして国では空き家等に対する基本方針、そしてガイドラインを定めるということになっております。そして、それに基づきまして、それぞれの市町村が空き家等に対する対策計画ということを立てなければいけないというふうになっておりますし、併せてそれに対する協議会を設置するということになっております。それで、平泉町とすれば、国の方針等を見た上で今後その法案に基づいた、先程申しました計画、そして協議会の設置ということで、空き家等に対する対策を図っていくということになります。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

先の町民と議会との懇談会の中でも、この空き家に関しては調査をしているのですかというような質問も受けておりますので、そういった調査自体が基本になるのかと。それは国の動向を見てからということなのでしょうけれども、こういった環境保全の上、危険が伴うというような形になりますと、町としてはやはりこういった緊急性とか、そういったところの勧告だけではない、具体的な文言を入れていくような考えはないか伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

この法案の設立に伴いまして、それぞれの市町村はその土地、あるいは家屋等の所有者に対しまして、助言、伐採等のこういうことをしてくださいという助言、そして指導、勧告、命令までできるということになりましたので、そういうふうなことで市町村は対応していくということになります。

議長（佐々木雄一君）

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

9条の件でちょっと確認しておきたいのですが、土地所有者等の義務ということですが、ご承知のとおり、高齢者が続々とできていく世の中でございます。そういった場合において、土地の所有者が自ら協力していかなくてはならないということになっているのですが、こういうふうに協力できるような体制であればいいのだけれども、できなかった場合はどのような形で対策していくのか、その辺、ちょっと確認しておきたいと思いますが、いずれ、そういったもの、例えば行政でやるとなればそれなりの経費がかかっていくと思いますが、そういった面もどのような形で処理していくのか、ちょっとそれお尋ねしておきます。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

土地所有者の義務ということで、第2章の自然環境の保全の中での第9条、それから第3章の生活環境の保全の中での第25条というふうにございます。ここではそれぞれ自ら土地を管理するというふうな形でやっていただくということでの規定でございます。それで、実態として、その地区によっては高齢化などでなかなか自分の土地のそういう管理が難しくなっているというふうなものもある実態にございます。ちょっとこの条例とはまた離れた形にはなるかと思いますが、そこは地域での協働といいますか、そういった形での地域での協力、協働でもってやっていただく形とか、あるいはちょっと有料にはなるかと思いますが、シルバー人材センターなどの活用などもあり得るのかというふうには思っております。そういった形で、ここでは一般的な自然環境、あるいは生活環境をみんなで守っていきましょうというふうなことでございますので、義務というふうなことにはなっておりますが、そういった形で地域の協働なども使いながらやっていただくというふうなものもあり得るのかというふうには思っております。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

4番、佐々木一治議員。

4番（佐々木一治君）

環境条例については来年からということですが、放射能とかPM2.5のお話は聞きましたが、まさに雑草ですね、雑草はどの条例の部分に入って、どういう方向で考えておられるかというご質問です。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

雑草といいますか、これも土地の管理ということで、所有者が管理してくださいということで25条の中でその土地の雑草等が繁茂して、例えば極端に言えば健康に問題があったりとか、あるいは不法投棄になったりといったようなことを防ぐためにも、それぞれの土地の所有者の皆様には管理をしていただきたいというふうなことで、25条の中でその辺はうたっております。

議長（佐々木雄一君）

ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第41号、平泉町環境保全条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (佐々木雄一君)

挙手全員です。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長 (佐々木雄一君)

日程第10、議案第42号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長 (菅原克義君)

議案書10ページをお開きください。

議案第42号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

まず、今回の条例の一部改正についてでございますが、産科医療保障制度の見直しに併せて出産一時金の金額を見直すものでございます。

経過についてでございますが、国の社会保障審議会医療保険部会におきまして、産科医療保障制度の掛け金の額を見直すこととする方針が決定され、また、同部会において出産一時金の総額を42万円に維持することとする方針が決定されました。これらに基づきまして、健康保険法施行令等の一部改正がなされ、国民健康保険においても改正することとなったところでございます。

それでは、参考資料でご説明を申し上げますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいというふうに思います。

第4条第1項中、出産一時金、現行39万円を改正後40万4,000円に改め、加算する額、現行3万円を改正後1万6,000円に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は、平成27年1月1日から施行いたします。

以上ですので、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 (佐々木雄一君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、高橋幸喜議員。

6 番 (高橋幸喜君)

まず、この出産一時金といいますか、あれを40万4,000円ということのようでございますけれども、まず本町の、去年でも一昨年でも構いませんけれども、1人当たりの出産にかかる費用はどれくらいかかっているのか、平均でも構いませんので、ひとつ、お聞きしたいということです。あと、今度の1万6,000円の医療保障制度の改定で本町で出産する方の、その前にこの制度に加入していない、要するに産科で、クリニックで出産する人があるのかないのか、その辺、お聞きしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

ちょっと1人当たりの出産費用についてでございますが、ちょっと今、手元に資料ございますので、ちょっとそこは後ほどでよろしいでしょうか。

それで、今回、42万円に医療保障の方の保険の方を引き下げたのですが、42万円を維持したということでございますが、これは現行の、やはり医療機関での出産費用が42万円以上やはいかかっているようです。そういうことで、医療保障の方を引き下げってしまうと全体引き下がってしまいますので、42万円はそういう意味で確保するというふうな決定をして今回、42万円は確保したということになります。

それから制度に加入していないということでございますが、この制度は使わない場合というのは、いわゆる助産師というか産婆さんですね、そういった方を利用した方がこの補償制度には入りませんので、その場合はあるということです。通常は医療機関での出産につきましては、全てこの医療保障制度には入っているようですので、もしそれ以外ということになれば、そういう助産婦というか、産婆さんを使った場合というか、実際にそういう場合があるのかちょっと私はあまり聞いた経緯はないのですが、そういう形であれば、もしかしたらあり得るということでございます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

要するに、国の政策によって40万4,000円、合計で42万円来るということですがけれども、実質的には、岩手県の場合、岩手県全体では平成24年度で39万1,540円が一出産あたりにかかる平均費用になっているようでございます。いずれ、大体この保険もらうのに合わせているような感じにしかこの統計が見えないと私は思っているのですけれども、要するに、これは、42万円は国から来たのを出産する方に渡すというようなことございまして、平泉が子育て云々というようなことを盛んと叫んでいる時に、よその市町村と変わって本人がもう少しかかっているようだというのであれば、なおさら41万円なり2万円なりというふうにくらか足すというようなことを本町独自で加えられないものだったのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたい。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

これは保険給付という形になりますので、先程言いましたように、健康保険法等の施行令等の改正に基づいた形で今回の条例改正という形になっておりますので、今言われたような、いわゆる加算というふうなものは、この制度とはまた別の話での、いわゆる子育て支援とか、そういった観点での、あるいは定住化といったような観点での形になるのかと思います。あくまでもここでは保険制度での保険給付といったようなものでございますので、ちょっと別な形での、出産し

た場合に一時金で、これとはまた別にやっているようなところもあります。だから、それはまたちょっと定住化なり子育て支援といったような観点での、ちょっとまた別の形での施策といったような形になるのかというふうに思っております。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

では、あとですけれども、平泉町の要するに出産にかかっている費用、その辺をひとつお聞かせ願いたいと思いますし、もう一つ、これは医療の方だし、生まれてくるのはまた別だというようなことで別なことで支援をとというようなことで、全国でもいろいろなことをやっているようですので、ひとつ、例えば平泉で生まれた人は平泉の黄金メロンをやるとか何とか、地区の名産物をやるとか、そういったようなことを今度は別な方で考えてもらいたいというふうに思います。以上です。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

なければ進行いたします。

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第42号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（佐々木雄一君）

挙手全員です。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

---

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

---

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

日程第11、議案第43号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

それでは、議案書11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第43号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

今回の条例の改正につきましては、平成26年8月に人事院から国家公務員の給与について、10月には岩手県人事委員会から岩手県職員の給与についてそれぞれ改正勧告がなされたところでございます。これらの勧告に鑑みまして、平泉町職員組合との交渉を行いまして、その妥結結果に基づき今回の本条例の一部を改正しようとする案件を提出するものでございます。

それでは、参考資料により説明をさせていただきます。

議案第43号の参考資料をご覧くださいと思います。

初めに、勤務手当の率の改正でございまして、第20条第2項第1号では、再任用職員以外の職員の勤務手当の率を、現行のアンダーライン部分の100分の67.5から改正後案のアンダーライン部分100分の82.5に、また、第2号では再任用職員の勤勉手当の率を、現行のアンダーライン部分の100分の32.5から改正後案のアンダーライン部分の100分の37.5にそれぞれ改めようとするものでございます。

次に、参考資料の2ページ以降の別表第1、第4条関係をご覧ください。

給料月額の改正でございまして、再任用職員以外の職員の給料月額を平均0.3%引上げまして、現行の表から改正後案の表のとおり改めようとするものでございます。なお、附則第1項では、本条例の施行期日を公布の日からとしようとするものでございます。附則第2項では、改正後の平泉町一般職の職員の給与に関する条例、別表第1の規定を平成26年4月1日から、同条例第20条第2項の規定を平成26年12月1日からそれぞれ適用させようとするものでございます。附則第3項では平成26年4月1日以前の異動者の号級調整を、附則4項では給与の内払いを、附則第5項ではこの条例の施行に関し必要な事項の規則への委任をそれぞれ規定しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

先般にも一般質問でお話ししましたが、この昇級に関してでございますが、町民の目線で考えるとなかなか理解が得られない部分があるというようなところですが、それで、この間の一般質

問の不足部分を質問いたします。

まず、上げる前に至って今の現状で、まずこの人件費、ラスパイレスは年齢によって違う、これは一つの目安だということにもかかわらず、いずれ人件費でございます。人件費の占める比率ということでございますが、平泉町は人件費が平成24年度で9億3,796万9,000円なのですね。これで20.6%になっていると、平成24年度ね。平成23年は17.9%ということであります。これは西和賀町を見ますと大体ちょっとあれですが、これは人件費率というのは約16.4%、平成24年、住田町が17.3%、洋野町は13.7%、一関市は15.0%なのですね。その中に、歳入から比例してこういう状況で高いということでございます。高くなっているということでございます。

それからもう一つね、職員の平均給与にしてもでございます。これは平均給与、月額、平泉町の場合は37万2,600円です、平成25年4月ですか。最近ですね。それから西和賀町は34万5,000円、住田町が33万8,000円、約ですね。洋野町が33万9,000円、一関市は平成24年41万1,000円になっていますか、これは平成24年ですね。いずれ、こういうことになっています。その辺のところ、この間の質問では職員組合とのお話を町長も設けないのかということ、設けてこのように職員とのお話をしたということでございますが、これから見ても、ひとつ、随分多いのではないのかと。

我々議会の特別職の給与を見ますと、我々も議会改革でいろいろ、やはり歳入も不足なってくると、税収も少なくなってくると、人口減少の問題、これからの平泉のビジョンを考えた時にね。そうすると、歳入も少なくなってくるし、やはりそういう中で職員の部分が町村で1番ですよ。平成24年度を見ますと、最近、平成26年、紫波町は1番になっていますけれども、いずれ、そういう観点からもう少し真剣に取り組んでいかなければならないのではないかと、その辺を1点お伺いしますし、それから時間外、時間外で申しますと、この間、タイムカードの問題お話ししました。これはあとでお話ししますが、時間外の勤務手当の状況を見ますと、支給実績、平成24年、平泉町では年間に平成24年度で3,667万5,000円なのです。これは平成24年の支給全体ですが、1人当たり38万2,000円なのですね。それが西和賀町では19万3,000円、住田町では12万4,000円、洋野町では16万2,000円と、一関市では39万8,000円、残業をしているということでございますが、それだけの残業を必要とするのはなぜなのか、大分38万2,000円といったらウエイト、相当な残業ではないのかと、大変苦勞なされているのではないかと、職員たちがね。苦勞して残業しているのではないかと。では職員足せばいいのかと、それが達成するかどうか分かりませんが、いずれこのような状態でありまして、時間外だってまだまだよその市町村の例がありますが、非常に残業していると、人件費のウエイトも占めていると、なぜこんなに残業しなければならない環境にあるのか、その辺をお伺いしますし、さっき冒頭で町会議員の部分、我々の議会では20町村で平成25年4月1日現在では議員は20万3,000円もらっています、我々は。だからどうだということではないですよ。11番目です、真ん中ら辺です、我々は。では町長は何番目かということ、20町村で9番目ですよ。今68万4,000円ですね。1番で町長は78万円、紫波町。平成25年4月1日は一番町長で多いのが78万円、紫波町でございます。議員で一番高いのは一戸町ではなくて、滝沢村の、今、滝沢市になっていますが、これは平成25

年度ですから29万3,000円です。我々は11番目と。いずれ、よいまちづくり、やはり今後の歳入も見込んで、安ければいいのだというものではないけれども、ダントツ、他の町村と比べれば多くしなければならないのはなぜなのかと。そのところをお伺いします。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

初めに、人件費比率が他の市町村から比べて高いのではないかという話でございます。いずれ、この比率につきましては、予算に占める人件費ということでございまして、その年、年の事業の規模にもよろうかと思えます。特に財政規模の小さい平泉町とか、他の町村もでございますけれども、その投資的事業、大きな事業があればそれらの比率は即影響して参ります。3%、4%比率はすぐ変わってくるかと思っております。それで、財政規模が大きい市になりますと、これについてはある程度緩和されて、安定した率になっているというような状況でございますので、その辺で一概にその比率が高い低いという形のその比較はなかなか難しいのではないかというふうに考えてございます。

それから、歳入歳出等にかかわる問題でございますけれども、これについては特段、平泉町が飛び抜けた給与水準にあるというふうには認識はしてございません。ただ、県下で順位を付けますと、確かにご指摘があるとおおり、町村では1番、県下では2番、3番という位置付けになっている状況でございます。これについては給与水準が下がったとしても順位付けは、これについては、この順位付けというのは大きな影響にならないのではないかというふうに思っております。いずれ、それぞれのその給与につきましてはその年、その年、特に公務員につきましては労働三権のうちの一つ、団体交渉権とそれから争議権、スト権でございますけれども、それらの規制がかかってございます。それらの規制があるということから、それぞれの人事院会での勧告等に基づいてその給与水準を決めていきなさいというようなことになっているところでございまして、それらの人事院、また岩手県の人事委員会の勧告等を参考にさせていただきまして、今回のさせていただいたという内容でございますので、予算執行につきましても、もちろん行政サービスにしわ寄せがいかない形での対応にはなっていないと思っております。

それから時間外でございます。時間外につきましては、これについても他から比べて多いのではというご質問でございますけれども、いずれ、それなりの仕事があると、平常勤務時間内ではやりきれない部分の仕事量があるということでこの実績でございます。特に災害後等は選挙等があればその年についてはちょっと、比較する年にもよりますけれども、かなりの差が出てくるという状況でございます。他の市町村との比較での時間数の大小でございますけれども、どういふふうな形での仕事量になっているか、その他の自治体内容までは承知してございませんので、分かりませんが、ただその公務員職場もですね、いずれその事務量、仕事量については増加しているという傾向にございますので、その面で時間外に反映されてきているというような傾向になると思っております。

それから議員各位の報酬についてと職員等のその報酬等の県内の順位付けということでござい

ますけれども、特にも特別職、町長、副町長、町教育長、それから一般職のその給料の考え方、それから議員さん方の報酬の考え方というのとはまたちょっと別ではないかというふうに思っております。今申し上げました、町長以下3役の給与、それから一般職の給料については、一つの生活給という考え方もございます。その中での位置付けということでございますので、議員各位の報酬との考え方にちょっと違いがございまして、そういうそのお悩みになっているところかということでございますので、いずれ順位等につきましては、それぞれどうしても上がれば下があるというわけで、いろんな形での差異が出てくるということでございますけれども、今後につきましても、その適正な形の中での、その認められた範囲内のそれぞれその給与の制度につきましては、その労使交渉の中で議論をいたしまして、その中で妥結いただいたものにつきまして、議会に提案させていただいて、同意をいただいて執行していくというような形で、これからも取り進めて参りたいと考えております。

議長（佐々木雄一君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

だけれども、今の回答は、いずれやはり改善という意味が考えているかどうかということなのです。これは前々町長の時にね、特別職はやはり自分たちからやはり下げようという事で、私議員になった時ですけれども、私、直感にその時ラスパイレスが高いと、非常に民間感覚から大手ゼネコンから見ても非常に高いという感覚がしました。ただね、私は高くても各々の、各々によって違うと思う。これは高い安いはいいと、個人で。であれば、全体枠を調整するとか、それから人数を調整するとか、やはりそういうようなものにまとめるとかね。全然ただやなくて、ただ、今出たものをね、その年齢、ラスパイレスは一つの目安だとか、それから年齢によって違う、どうのこうのとかね、一つの理由付けにならない。ですから、各々の市町村によって何故勤務手当とか違うのですか、各社で。一律人事院勧告でみんな同じならいいのではないですか。

それと1人当たりの給与を見ますとね、ではラスパイレスではなくても職員給与費、平泉町は平均1人当たり559万5,000円ですよ、いただいているのは。西和賀町は553万8,000円、住田は532万8,000円、洋野町は536万5,000円、これ平均ですよ。ただ、ただし、毎年毎年賃金は上がりますよね、これ、それでだと思えます。それから経験年数によって上がると思えます、これね。平均年齢、今言いましたけれども、平泉町は41.2歳で553万8,000円、住田町は42.1歳で532万8,000円、私同じ年齢で、例えば20歳で入ったとすれば、年齢だって住田の方が年齢上なのです、1年間か、ぐらい上ですよ。洋野町も42.9歳、平泉町は41.2歳、一つ二つ上ですよ。それだって賃金の差はもっと多くなっていなければならない。同じ20歳なら20歳のレベルで採用したならば。一関は44.9歳だから4年もあれば、5、6歳上がれば高いのも当たり前だと。しかも、これが国家公務員と同じ給料ではないですか。国家公務員と県職員と後で見てください。国家公務員だってね、難しい試験を、いや、馬鹿にするわけではないですよ。やはり切磋琢磨して何万分のいくらとして試験受けて取るわけですよ。そういう方はもらってもいいと思えます、それは、

それは各々ね。それから県職員も、役場も同じということはないでしょう。後で見てくださいよ。初任給でさっき差を付けているかと、初任給でさえも高いのではないか、一番最初の初任給、初任給調べました。25年4月で大卒、平泉は172,200円、住田町は161,600円、大卒ですよ。次に洋野町は161,000円、一関は172,200円、平泉と同じです。高卒、平泉は140,100円、これ西和賀町もですね、140,100円。住田町も140,100円、洋野町140,100円、そして一関も140,100円。技能職、平泉町は技能職137,200円、西和賀では137,200円、全部同じです。国家公務員の給与ね。国家ですが、今大卒で国家公務員は172,200円なのです、平泉町と同じ。いいですか、だからそういうことで、ひとつ初任給も考えて、少しレベル、であれば、今まで環境で、どんどん上がってきた環境で来たので、いきなりそれに干渉できないのであれば、今できるのは、初任給はできるでしょう、初任給を少し下げてもいいのではないですか、それか人数あれとか。それを国家公務員、県職員と同じということはあるですか。ただ、こんなこと、これはこれでいいのですが。

議長（佐々木雄一君）

阿部議員、簡潔に。

3番（阿部正人君）

というのは、いや、そこら辺を見直し、改善してみたらどうですか、今の値上げ部分ね、いかがですかということで。

朝の連続テレビドラマでは、やってみなはれとね、サントリーだなんだありますね、だからウイスキーをですかね、あの会社のね、いずれ改善はやるべきものではないですか。その辺をですね、お伺いしたいと思います。どうですか。最後に町長、答弁を。

それと先程の残業の部分、残業、タイムカードね、私、一般質問で話しましたが、タイムカードの、一関は20年前からやっているのですね、20年以上前タイムカードは。今だんだんインターネットなんかありますから、時代と共にね、田野畑とか普代村なんかもやっている。私がさっき言ったのは、時間外が本当に管理なされていますか。時間外は、はるかに多いですよ、倍以上。というのは、多いからどうのこうのというのではなく、そのくらい無理させているのではないかと、職員に。ならば人を入れたらいいのではないですか。いかがですか。その点についてお答えをお願いします。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

私からの考えについて、一つお話しさせていただきますが、いずれ今の、当然議員もお分かりのことと思いますが、いずれ国ではどんどん仕事の量をですね、自治体に下ろしてきているというのは、私も中身をいろいろ精査させていただいて感じております。その中で、いろいろ各課とヒアリングをさせていただいた中でもですね、どの課、もちろん保育所のような現場、保育所、幼稚園現場はもちろんです、その他の担当課でもですね、やはり人がほしいという話はありません。私もそういう意味ではいくらかでも職員をですね、そして手当として増やして、もう少し伸び伸びと仕事を、そしてなおかつ、中身の濃いですね、仕事をしていただきたいということで、

ヒアリングでもいろいろ話をしましたし、また要望もされたところでもあります。しかしながら、そうは言っても、なかなか定員化適正計画という、それはどこの会社でもどこでもあるとは思いますが、そういった中で、ある意味ではご負担を、こういう言葉が適切かどうかは分かりませんが、ある意味ではご負担をかけて仕事をしていただいている部分もあります。私自身も就任してから、残業を遅くまでやられている職員を、大変だねと、ご苦労さんだねということで回らせていただいたことも、声かけたこともあります。そういった意味では、残業をしないでですね、仕事がこなせる状況であれば、ただ、時と状況によってはですね、やはり遅くまでやらなくてはいけない、それは期限があるものですから、そういうことがあるのだということもつぶさに感じているところでもあります。今回の提案するに至ってもですね、実質3回の団体交渉もさせていただいております。その中で、国、そして県の人事院の状況も見ながらですね、それに準ずるということになっておりますので、ただ、一つは先程、総務企画課長も答弁いたしましたように、やはりかつては団交で妥結しないで議会に提案されたこともあるというふうに私は記憶しております。そういった中で、もちろん議会の皆さんのご判断をいただいて今の給与をお支払いしている背景があることですから、そういう意味では真摯に団体交渉を、きちっと向き合ってますね、その中で私としてきちっと、その内容をですね、今議員もおっしゃったように、そういったことも含めながら、今回の提案についてもさせていただいたことも事実であります。その中での議案だというふうにご理解を賜りたいというふうに思います。その他の部分についてはですね、総務企画課長よりご答弁させますので、よろしく願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

一番最初の時間外手当のその市町村ごとの違いという話でございますけれども、いずれあの手当につきましては、そのそれぞれその時間外をした職員の給料の時間給の100分のいくらという、その決められた、その統一された率がございます。それらの率に基づきまして算出するものでございまして、時間外を実施した職員の年齢等によっても違うこともございます。

それから総額の違いということは、結局そのやった時間数の違いであるというふうに判断できます。ですので、比べて低い自治体が仕事量がなかったのか、それともその時間外勤務をしたにもかかわらず、その請求をしていないのか、その辺はその判断は難しいところではございますけれども、そういった差異で出てくるというところでございます。

それから、平均年齢によって、同じ年齢であれば同じ額ではないかというお話ですが、ただいま町長からも申し上げましたとおり、過去のその労使交渉の経過に基づいて、それぞれその中の妥結内容でのその条例としての提案をしてきたところでございまして、そういう流れの中で若干の差異が出てきているのかと思います。

それから、初任給のお話でございましたけれども、基本的には高卒初任給、短大卒、大卒初任給それぞれ格付けが、初任給の格付けは基準で規定されておりますので、私はちょっと変わることがないものと認識してございましたけれども、それについては、先程議員から申し上げられま

した、その話がありましたとおり、高卒初任給が一部差異があるようなところがあったようですが、私、この格付けについては、特段、平泉町が特別格付けを高くしている、設置している形では認識してございません。これは、この国に定められた基準の中で運用しているものでございますので、それについてはご理解をいただきたいと思っております。

それから、タイムカードによる出退の管理でございますけれども、一般質問の答弁の中でも町長の方から申し上げましたけれども、いずれタイムカードの導入にあたっては過去にも検討してはございます。ただ、その導入にあたっての経費等、かなりの経費が必要になるということでございました。それらを勘案しますと、今の中での出退管理で十分管理は行き届いているものと判断させていただいたところでございます。ということで、今までの段階で、そのタイムカード設置にかかる費用を捻出するような必要はないのではないかというふうなところで判断させていただいておりますので、現在の方法での出退管理をさせていただきたいというふうに思っておりますし、いずれ平泉町の場合は、夜間警備についても警備員を雇用してございまして、最終的にその退庁時間等についてはチェック等はできるような形にはなっておりますので、いずれそういう中でのその管理をしていくということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

私はね、すぐやれということではないのだけれども、基本ベース、やはり高いのを認識していただかないと、これは。それから、条例で町の条例にもあります、人事院の勧告全てが人事院勧告どおりなるのですか。

もう一点聞きますよ。条例でちゃんと町長ができることになっていきますよ。課長手当とか何手当とか、私ちょっと今、書類持ってこなかったけれども、なっていますよ、それは。そのために各市町村違うのではないですか。ただ、当たらず障らずで人事院勧告そのままそのままやってきたのですよ。それはそれで悪いとか何とか言いませんが、だけれども、平泉町で一体となって、やはりひどい時はひどいなりに、温かい時は温かいなりに、やっぱり一緒になって考えていかなければならないのではないかと。最初にどこその道路の補修もなかなかできない、金がなくてできないと、側溝舗装してくれ、どこにもそんな金ない。やはり町民に示さないと、町民との懇談会では、そういう高いのではないかと出ました。我々は、かえって説明するのに大変であると、そういつてまた上がりますから。だから私は、では基本ベースだけ何故下げられないのかと、初任給。初任給は各全部違いますよ、市町村で、初任給は。ですから、先の分は入ってきた、入ってきて経験何年と、キャリア組については仕方がない、ある程度の、新しいものに改善していったらいいのではないですかね。

それから、国家公務員と同じというのではないでしょう。それはいい、今後、徐々に徐々に改善しなければならないのではないですか。いきなりやるというのは、その気持ちはどうなのかね、

一気にやれとは私申しませんが、上がる時には人事院勧告、下がる時には人事院勧告どおり下がっていないのではないのですか。それは別にしても、それから残業の件ね、残業の件は1人当たりの平均を語っているのですよ、私は。枠もそうですが、枠も大変なものですよ。平泉は3,667万5,000円ですよ、支給実績が。それに同じ市町村でも1,100万とか2,500万とかあるわけですよ。その中でまた私1人当たり申し上げたのです。1人当たりの平均金額が38万2,000円、よその市町村は19万3,000円、後で見てください。半分ぐらいですから、残業多いのではないですかと、私は金額がイコール残業、時間数が多いのではないかと思ったのだから語ったのです。

それで、時間外平均何時間か後で教えてください。1人当たりの平均。残業、年間いくらになっているかね、給料ばかりではない、時間外が多いのだらうと思います。であれば、それなりに負担をかけさせないように、残業させるか、または自己申告で残業を多くしているのかどうか、タイムカードなんかおかしなことお話ししましたけれども、そのあたり、見出し残業しているのかどうか、民間でも課長とかなんかであれば、見出し残業、残業見ないでやっている、勘定する場合もあります。まさか行政、公務員はそういうふうにしていないだらうと思います。比例して1人当たり給料高いから時間外も多いのかと思っております、倍。その辺について、人を増やすのか、このまま認めていくのか、時間外について。去年は、23年度は40万円、1人40万円、若干少なくなってきておりますね、23年。私24年申したのですから、そのあたりどう思っているのか、今後その辺のところ改善する、残業の部分、その辺、それから初任給の部分改善して、徐々に考えているかどうか、どうかではなく考えていただきたいと、そのことについてお答えいただきしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

初めに初任給についてでございます。先程もお話ししましたとおり、初任給の格付けについては、基準に合致した内容での初任給だと思ってございます。確かにその給与条例等についてのご提案については、町長が独自での提案、もちろん可能でございますけれども、今までの経過といたしまして、給与労働条件につきましては、労働者側、組合側でございますけれども、労使のその協議に基づいて妥結した内容を提案するというような形で、紳士協定に基づいて今までずっときている経過でございます。これは、他の市町村も大体同じではないかというふうに思っております。いずれ、そういう労働基本権等を、与えられた権限の中でのある一部のその剥奪されているものもございまして、その提案については、参考にさせていただくのは、人事院勧告、あとは各県の人事委員会等の勧告を参考にさせていただきながら、その中で労使の協議に基づいて決定していくというような方向性は今後も変わりはないと思ってございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

それから1人当たりの時間、確かにこれは時間外の手当てが多いということは時間数が多いと、でございますので、仕事量が多いのだというふうに判断してございます。

それから、自己申告でやっているのかという話でございますけれども、答弁で申しましたとお

り、タイムカード使ってごさいませんので、申告はもちろん自己申告でごさいます。自己申告をしたものについて、管理職が認めると、分かったということで認めた内容を請求していただくというような状況でごさいますので、それについてもご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、時間外が多いのであれば人の採用というお話でごさいます。確かに、各職員へのその負担は年々増しているというふうには認識しているところでごさいますけれども、なかなかその職員の採用というふうになりますと、その辺についてはちょっと、なかなか踏み切れないということでごさいます。ただ、ある仕事が、特にも保育業務等、まだまだその保育にかかわる人が、保育を要求する住民の方々が増えるという状況であれば、その辺については今後、何らかの方策を検討しながら対応していくべきであるというふうな形で今検討中でごさいますけれども、いずれ基本的には今の定員の中でやりくりできるような形で対応していきたいと考えているところでごさいます。

以上でごさいます。

議長（佐々木雄一君）

その他ごさいますか。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

今回、これ提出するにあたって労使の話し合い設けたと思うのですが、交渉設けたと思うのですが、これ町長にお聞きしたいと思います。その内容ですね、妥結に至った最大の、苦勞した点、もしございましたならお聞きしたいと。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先程も若干触れましたけれども、特に各職場です、やはり仕事の量がやっぱり増えていると。そういう中で、人は増えていないし、そういった意味で、例えば、それが全て関連しているとは私は言いませんけれども、ただ、人事管理する場合です、やはり体調を崩されたりで休まれたりすることが、やはり今の体制の中です、大変困ることありますので、そういう意味では、今の職員の中です、そういった体調も崩さないで、やはり職場でやはり皆で協力しながら、協力し合いながらやっていただくというのが最もベストだと思います。そういった意味では、私自身は職場環境、人事管理きちっとやらなければならない立場にあると思っておりますし、そういった中で職員の方々とも正直、現在、直接関係ないかもしれませんが、特に今年の農業の状況なども、一般的な町内のそういう状況等も話させていただきました。例えば、やむなしに米の値段がこういう状況になって、当然職員の人たちは人事院勧告に基づいて、私たちはそのとおり、先程の答弁にもありました、そのとおりやったわけではなくてです、やはりそれに準ずる、ですから、そういう意味では、様々な町民感情を持っていることも事実であります。是非こうし

て議会の方々からもいろいろご指摘受けている部分もありますし、ただ、そういったことの世の中の情勢もお話ししながらですね、交渉には臨ませていただきましたし、ある意味では職員の方々にも団交の中ですが、ご理解もいただきながら交渉をさせていただいたところでもあります。いずれ職員は増やせない、なおかつ仕事はある、残業はするなということになってくると、また体調を崩されると、むしろそっちの方の痛手の方がですね、個人的にも、また個人的というのは職員個人も含めてですね、また働いていただいている私としてもですね、そういった意味で町にとってもですね、大変な痛手でございますので、そういった意味では、その辺の整合性も考えながら、イコール賃金ということ、イコール賃金ということの意味で言っているわけではありませんが、そういったことも含めながらの団体交渉ということでは、精神的にもいろいろ苦勞したという部分だというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

その他質疑ございませんか。

質疑があるようですが、ここで休憩といたします。

---

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

---

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

午前中の質問の中で答弁保留がございましたので、その件を答弁させます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

国保条例の一部改正のご質問の中で町の出産費用は1人当たりいくらかというご質問がありましたので、答弁保留になっていましたのでご答弁申し上げますが、平成25年度の平均で37万7,030円ほどになってございます。これは6件ほど出産一時金を支給しておりますが、その中で普通分娩と思われる分を平均しますとそのぐらいになるということでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

次に、阿部正人議員に関する保留について答弁願います。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

阿部議員からのご質問の1人当たりの時間外の時間数ということで、単純に年間総時間外の時間数を該当職員で割り返しますと182時間という時間になります。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

今までもラスパイレスが高いということで、何度も何度もこの何年間ずっと質問があったわけなのですが、それが一つも改善されていないのではないだろうかという分は私も同じように思っております。いずれ、県の方でやはりラスパイレスが高いからということで指導があると思うのですが、どのような指導があったのか、それとそれに対してどのような努力がなされたのかということを知りたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

ラスパイレス指数に対しての県からの指導ということでございますけれども、ラスパイレス指数そのものに対して、どの指数、数値が適正かという形の指導はございません。ただ、過去においてラスパイレス指数が100を超えていた時期がございました。その時期につきましては、国家公務員のラスパイレス、100を基準としまして、それ以上高いというようなことでございますので、それを下回るような形での努力をしていただきたいという形の指導はあったかと思っておりますけれども、現在でのラスパイレス指数にかかわる指導というものはございません。ただ、あくまでも指数でございまして、この指数については県下の中での順位が高順位にあるということは間違いないところでございますけれども、いずれいくらの指数が適正であるからこれまでに努力なさいという形での指導は今まで受けたことはございません。

すみません、もう一つ、ラスパイレス指数を下げるための努力ということでございますけれども、いずれ、下げるための努力ということよりも、適正なラスパイレス指数がどの数値なのかというものを示された経緯も過去においてございません。ですので、どうしてもどの水準が一番望ましい、町村のレベルとして望ましいものというものも、平均という形では出ますけれども、これはあくまでも指数の平均を出したものでございますので、指導を受けるべき数値を示された経緯がございません。ただ、その中で給与水準なり労働の質なりについての内容につきましては、いずれ先程申し上げておりますけれども、人事院の勧告ですとか岩手県の人事委員会の勧告等を基準としながら対応させていただいているというような内容でございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

基本的には我々も町民も同じだと思いますけれども、何を見るかということではラスパイレスしかないのですよね。それが、その基準が何を基準にするかということにそれに適していない、そういう問題ではないという話であれば、何を基準にして我々は皆さんの給料を見る必要があるのか、その点がよく分かりません。基本的にはやはりラスパイレスでしか見ることはできない

のですよ、高いも低いもですね。先程言ったように、平成25年は106という話がありますし、やはりラスパイレスを基準にした見方しかできない。もしそのほかに見るものがあれば示していただきたい。それが違うというならば示していただきたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

最初に、ラスパイレス、昨年度の7月段階での106という指数でございます。これについては、平成24年、25年と国家公務員が東日本大震災に対応するための一部予算を獲得するために独自削減をしたという経緯の中で、その独自削減をした数値に基づいた指数でございます。それで、あくまでもその段階での指数でございます。平均で7.8%削減をしたわけでございますけれども、そういう関係上100を超えるような指数となつてございますけれども、実質的には100を下回った指数ということの内容になっているものでございます。

それから、そのラスパイレス指数に代わる基準となるべき、判断材料となるべきものということでございますけれども、現在持ち合わせているものについてはやはりラスパイレス指数であると思います。ただ、そのラスパイレス指数のどの数値が市にあっては適正、町村にあっては適正だという数値が示されていないということもございますので、いずれ、過去においてその国家公務員の100よりも下回るような形の指導があつたと先程申し上げましたけれども、まずはその100を超えないということであれば特段の指導等は入らないというようなことでございますし、あくまでも給与並びに勤務条件等につきましては、使用者側と労働者側の交渉という形の中で取り決めていく流れでございますので、いずれその100を上回らないような形での努力は今後ももちろん続けるわけでございますけれども、その中でどの水準が一番適切かということについては、いずれ皆様からのご理解をいただきながら、条例化をしながらという形の対応でございますので、その中でご理解をいただけるような流れで今後も取り進めて参りたいというふうに考えてございます。

議長（佐々木雄一君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

国家公務員が給与を下げたという分に関しては、復興の関係で3年間これをやったわけですが、地方公務員は1年しかやれなかったわけなのですね。それで、平成25年度というのはその部分で106という話になつたのですが、いずれ、前に戻したという格好になりますと、これに関してはまた戻のかどうかですが、もちろん今回、その話とは別に、今回これを上げない場合、上げない場合はどのくらいのラスパイレスになりますか。それをお願いします。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

今回の月額給与については、国の給料表に基づく内容でございますので、ラスパイレス指数そ

のものは、現在で試算すれば変わってはこないと思います。いずれ、上げなくても上げて指数そのものは、採用させていただいている給料表そのものが国、県を基準として採用させていただいておりますので、ラスパイレス指数そのものは変わってこないというに認識してございます。

それから、もう一つでございます。国は平成24、25の2カ年の独自削減でございます。それから、平成25年の1月に総務大臣からの要請を受けまして、各自治体とも国に準じた削減努力をしていただきたいという話がございます。一昨年7月から昨年の3月までの間、それぞれの市町村においては独自削減努力をしたところでございますし、平泉町におきましても一昨年の8月から昨年の3月まで平均で6.4%だと思っておりますけれども、6.4%の削減をさせていただきました、その総額で2,000万円の削減効果があったというふうに試算してございます。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

4番、佐々木一治議員。

4番（佐々木一治君）

ラスパイレスについてお話しされているようですけれども、私からは人事院勧告について、受け入れている自治体、他の市町村はあるかということ、全国でも適用している町村が出てきているわけですが、何件ぐらいあるか、その2点についてお伺いします。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

全国的なことはちょっと情報として入ってきていまして分りませんが、県内ではほとんどの市町村が国の人事院勧告、または県の人事委員会の勧告に基づいた形での交渉を進めながら、臨時会、あるいは今回、12月定例会の方に上程しているというような内容は聞いてございますけれども、全ての県下市町村が提案しているというものではないようでございます。まだ交渉中のところも2、3あるというふうな話は聞いてございます。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第43号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 少 数)

議 長 (佐々木雄一君)

挙手少数。

よって、議案第43号は、否決となりました。

---

議 長 (佐々木雄一君)

日程第12、議案第44号、平成26年度平泉町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長(岩淵毅志君)

議案書15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第44号、平成26年度平泉町一般会計補正予算(第4号)につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、15ページの裏をお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金1,255万1,000円、これには平泉スマートインターチェンジ整備事業負担金1,185万1,000円の増額が含まれております。

12款使用料及び手数料、1項使用料1,000円。

13款国庫支出金3,647万5,000円の減、1項国庫負担金859万6,000円の減、これには障害者介護給付費等負担金890万円の減額が含まれております。2項国庫補助金2,787万9,000円の減、これには番号制度システム構築事業補助金479万7,000円、社会資本整備総合交付金2,287万8,000円の減額が含まれております。

14款県支出金488万3,000円、1項県負担金1万7,000円の減、これには障害者介護給付費等負担金445万円の減額が含まれております。2項県補助金455万円、3項委託金35万円。

19款諸収入19万1,000円、4項受託事業収入5,000円の減、5項雑入19万6,000円。

20款町債、1項町債1,170万円の減、これは道路橋梁改良事業の減額でございます。

歳入合計3,054万9,000円の減。

次に、16ページをご覧いただきたいと思います。

歳出でございます。

2款総務費2,805万7,000円の減、1項総務管理費2,768万3,000円の減、これには財政調整基金積立金2,888万2,000円の減額が含まれております。2項徴税費269万5,000円、3項戸籍住民基本台帳費348万8,000円の減、5項統計調査費41万9,000円。

3款民生費1万6,000円。

議 長（佐々木雄一君）

総務企画課長、ちょっと中止して休憩としたいのですが、暫時休憩したいのですが。話し中ではございますが、暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 1 時 1 7 分

再開 午後 3 時 3 0 分

---

議 長（佐々木雄一君）

再開いたします。

日程に入るに先立ちまして、本定例会に町長から追加提出された事件撤回請求書はお手元に配布したとおり受理しましたので、報告いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

12月17日、平泉町長から提出された議案第44号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第4号）、議案第47号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）、議案第48号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第50号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第51号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）について、撤回したいとの申し出があります。

議案第44号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第4号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議案第47号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第2とし、議案第48号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第3とし、議案第50号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第4とし、議案第51号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第5とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

議案第44号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第4号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議案第47号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第2とし、議案第48号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第3とし、議案第50号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第4とし、議案第51号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1、議案第44号から追加日程第5、議案第51号まで一括議題とします。

青木町長から撤回の理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

まずは、先程の議案第43号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が私の説明不足もありまして、皆様方のご理解を得ることができなく、このような状態になりましたことを心からお詫びを申し上げたいと思います。

それでは、この事件撤回に関しましてご説明を申し上げたいと思います。

先程、議案第43号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が否決されたことに伴い、次の5件の補正予算案件について説明させていただきます。

件名、1、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第4号）、件名、2、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）、件名、3、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、件名、4、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、件名、5、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

理由は、補正予算の内容について、精査する必要があったためであります。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願いいたしたいと思います。

議 長（佐々木雄一君）

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第44号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第4号）撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

議案第44号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第4号）撤回の件を許可することに決定しました。

次に、議案第47号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

議案第47号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）撤回の件を許可することに決定しました。

次に、議案第48号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

議案第48号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）撤回の件を許可す

ることに決定しました。

次に、議案第50号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

議案第50号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）撤回の件を許可することに決定しました。

次に、議案第51号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

議案第51号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）撤回の件を許可することに決定しました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第13、議案第45号、平成26年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第45号、平成26年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書33ページの裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。まず歳入でございます。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金609万7,000円。

9款繰入金、1項他会計繰入金461万1,000円、保険基盤安定繰入金に係る一般会計からの繰入れでございます。

歳入合計1,070万8,000円。

次に歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費29万2,000円。

2款保険給付費1,041万6,000円、1項療養諸費434万円、2項高額療養費607万6,000円。

歳出合計1,070万8,000円。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第45号、平成26年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（佐々木雄一君）

挙手全員です。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（佐々木雄一君）

日程第14、議案第46号、平成26年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第46号、平成26年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書36ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額でご説明いたします。

まず歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金300万6,000円、保険基盤安定繰入金に係る一般会計からの繰入れでございます。

歳入合計300万6,000円。

次に、歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金300万6,000円。

歳出合計300万6,000円。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第46号、平成26年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議 長（佐々木雄一君）

挙手多数です。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（佐々木雄一君）

日程第17、議案第49号、平成26年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書44ページでございます。

議案第49号、平成26年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

44ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金13万8,000円の減。

歳入合計13万8,000円の減。

次に、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費13万8,000円の減。

歳出合計13万8,000円の減。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第49号、平成26年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（佐々木雄一君）

挙手全員です。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

---

休憩 午後3時52分

再開 午後3時53分

---

議 長（佐々木雄一君）

再開いたします。

議 長（佐々木雄一君）

日程第20、同意第4号、副町長の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議案書その2の1ページをお開きください。

同意第4号の提案理由を申し上げます。

副町長の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。

住所、平泉町平泉字正法83番地、氏名、齋藤清壽、生年月日、昭和28年5月23日。

この同意案件は、本年4月1日より空席となっておりました副町長の職に齋藤清壽氏を新たに

選任したいので、同意をお願いしようとするものでございます。

それでは、ここで齋藤清壽氏の経歴を紹介いたしますが、昭和47年3月に岩手県立水沢農業高等学校を卒業され、同年4月に平泉町職員に採用、建設課に配属、平成13年5月から観光商工課長、平成17年4月から農林商工観光課長併任農業委員会事務局長、平成21年4月から教育次長兼世界遺産推進室長、平成24年4月から議会事務局長と平泉町役場の要職を歴任され、本年3月に退職、その後、同年4月からは平泉商工会事務局長として活躍されております。

他の公職歴といたしましては、平成24年4月から今年3月に退職されるまで懲戒審査委員に任命されておりました。また、平成21年4月からは平泉町野球協会理事長、平成21年6月からは平泉総社神輿会副会長として各団体の役員も務められております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で提出者説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第4号、副町長の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

---

休憩 午後3時56分

再開 午後4時02分

---

議長（佐々木雄一君）

再開します。

議長（佐々木雄一君）

日程第21、同意第5号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

議案書その2の2ページをお開きください。

同意第5号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

住所、一関市真柴字八幡34番地24、氏名、岩渕実、生年月日、昭和24年1月30日。

この同意案件は、岩渕実委員が平成26年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き委員として任命したいので同意をお願いしようとするものでございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

これで提出者の説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第5号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、同意第5号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後4時03分

再開 午後4時04分

---

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

日程第22、諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

議案書その2の3ページをお開きください。

諮問第1号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、平泉町平泉字志羅山127番地4、氏名、及川幸子、生年月日、昭和22年1月1日。

この諮問案件は、及川幸子委員が平成27年3月31日をもって任期満了となりますことから、

引き続き委員として推薦したいので意見を求めるものでございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、諮問第1号は、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、原案に異議のないことを答申することに決定しました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第23、発議第8号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

発議第8号、提出者、寺崎敏子、賛成者、高橋幸喜議員、小松代智議員、佐々木一治議員、升沢博子議員、佐藤孝悟議員。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

ページをめくっていただきます。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書（案）。

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となります。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進などの

計画的定数改善が必要です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中学校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2015年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望します。

記、1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月17日、岩手県平泉町議会。

よろしく申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから発議第8号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（佐々木雄一君）

挙手全員です。

したがって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（佐々木雄一君）

日程第24、発議第9号、私学助成の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

5番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

発議第9号、提出者、寺崎敏子、賛成者、高橋幸喜議員、佐々木一治議員、小松代智議員、升沢博子議員、佐藤孝悟議員。

私学助成の充実を求める意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

私学助成の充実を求める意見書の提出について（案）。

私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかかる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望いたします。

過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月17日、岩手県平泉町議会。

どうぞ、よろしく願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから発議第9号、私学助成の充実を求める意見書の提出についてを採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（佐々木雄一君）

挙手全員です。

したがって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（佐々木雄一君）

日程第25、発議第10号、米価安定対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

発議第10号、平泉町議会議長、佐々木雄一様。提出者は石川章、賛成者は千葉勝男議員、阿部正人議員、鈴木徳美議員でございます。

米価安定対策を求める意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

裏をご覧ください。

米価安定対策を求める意見書（案）。

米政策等の見直しによる農政の転換を迎える中、平成26年産米を取り巻く環境は、平成25年産米の持ち越し在庫の発生や米の需要減少などを要因とした主食用米の需給緩和により、米価が大暴落となっている。先に発表のあった全国の平成26年産米の概算金は、各銘柄とも大幅に引き下げられており、今後も需給が改善されず価格低迷が続けば、再生産に必要な採算ラインを割ることも懸念され、農業経営への影響ははかり知れないものがある。

また、今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん金も事実上廃止されたもとで米価が更に暴落し、生産費を大幅に下まわるだけでなく、再生産が根底から脅かされている現状にある。主食である米の需給と価格の安定をはかり、食料自給率の維持・向上を図るため、政府においては、米価暴落対策に直ちに取り組み、米の需給と価格の安定及び需要拡大対策に取り組むよう、以下の事項について強く要望する。

記、1、平成26年産米の米価暴落に鑑み、緊急に過剰米処理を行うなど、米価安定対策を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月17日、岩手県平泉町議会。

よろしくお願い申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

これから発議第10号、米価安定対策を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (佐々木雄一君)

挙手全員です。

したがって、発議第10号は、原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は予定より遅れておりますので、あらかじめ延長することをご了承願います。

暫時休憩します。

---

休憩 午後4時22分

再開 午後5時24分

---

議長 (佐々木雄一君)

再開いたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から追加提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で議長の報告を終わります。

お諮りします。

追加提案されました議案を日程に追加し、議案第44号、平成26平泉町一般会計補正予算(第4号)を追加日程第6として、議案第47号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第2号)を追加日程第7とし、議案第48号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を追加日程第8として、議案第50号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を追加日程第9とし、議案第51号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算(第1号)を追加日程第10として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

異議なしと認めます。

議案第44号、平成26平泉町一般会計補正予算(第4号)を追加日程第6として、議案第47

号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を追加日程第7とし、議案第48号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を追加日程第8とし、議案第50号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を追加日程第9とし、議案第51号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）を追加日程第10として議題とすることに決定しました。

追加日程第6、議案第44号から追加日程第10、議案第51号まで、一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案の補正予算案件5件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その3になります。

1ページをお開きください。

議案第44号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第4号）でございます。

平成26年度平泉町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,054万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,412万9,000円としようとするものでございます。

次に、17ページをお開きください。

議案第47号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成26年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ479万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,984万3,000円としようとするものでございます。

次に、19ページをお開きください。

議案第48号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成26年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,892万5,000円としようとするものでございます。

次に、21ページをお開きください。

議案第50号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成26年度平泉町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億154万7,000円としようとするものでございます。

次に、24ページをお開きください。

議案第51号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第2条、平成26年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。補正予定額でご説明申し上げます。支出、第1款水道事

業費用2,000円。第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。補正予定額で説明申し上げます。（1）職員給与費3万2,000円。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

追加日程第6、議案第44号から追加日程第10、議案第51号まで、町長から説明のあった議案は、担当課長の補足説明を求め議決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号から議案第51号までは、町長から説明のあった議案は、担当課長の補足説明を求め議決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号から議案第51号までは、担当課長の補足説明を求め議決することに決定しました。

追加日程第6、議案第44号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書その3の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第44号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

1ページの裏をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金1,255万1,000円、これには平泉スマートインターチェンジ整備事業負担金1,185万1,000円の増額が含まれております。

12款使用料及び手数料、1項使用料1,000円。

13款国庫支出金3,647万5,000円の減、1項国庫負担金859万6,000円の減、これには障害者介護給付費等負担金890万円の減額が含まれております。2項国庫補助金2,787万9,000円の減、これには番号制度システム構築事業補助金479万7,000円の減額、社会資本整備総合交付金2,287万

8,000円の減額が含まれております。

14款県支出金488万3,000円、1項県負担金1万7,000円の減、これには障害者介護給付費等負担金445万円の減額が含まれております。2項県補助金455万円、3項委託金35万円。

19款諸収入19万1,000円、4項受託事業収入5,000円の減、5項雑入19万6,000円。

20款町債、1項町債1,170万円の減、これは道路橋梁改良事業の減額でございます。

歳入合計3,054万9,000円の減。

次に、議案書その3の2ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費2,267万1,000円の減、1項総務管理費2,168万7,000円の減、これには財政調整基金積立金2,143万9,000円の減額が含まれております。2項徴税費220万9,000円、3項戸籍住民基本台帳費356万4,000円の減、5項統計調査費37万1,000円。

3款民生費151万5,000円の減、1項社会福祉費645万6,000円の減、これには介護給付費・訓練等給付費1,300万円の減額、療養介護医療給付費480万円の減額、国保特別会計繰出金461万1,000円の増額が含まれております。2項児童福祉費494万1,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費70万2,000円。

6款農林水産業費601万3,000円の減、1項農業費670万7,000円の減、これには多面的機能支払市町村負担金551万6,000円の減額が含まれております。2項林業費69万4,000円。

7款商工費、1項商工費41万6,000円。

8款土木費183万9,000円の減、1項土木管理費41万7,000円、2項道路橋梁費579万7,000円の減、これには除雪委託費500万円の増額、測量設計業務委託料1,365万5,000円の増額、用地測量及び分筆登記業務委託料1,074万円の減額、町道中学校線工事費1,500万円の減額が含まれております。3項河川費56万9,000円、4項都市計画費279万6,000円、5項住宅費17万6,000円。

9款消防費、1項消防費26万6,000円。

10款教育費68万1,000円、次にその裏をお開きください。1項教育総務費10万2,000円、2項小学校費111万7,000円、3項中学校費121万9,000円、4項幼稚園費62万9,000円、5項社会教育費243万6,000円の減、6項保健体育費5万円。

12款公債費、1項公債費57万6,000円の減。

歳出合計3,054万9,000円の減。

次に、議案書その3の3ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。

今回は変更でございまして、道路橋梁改良事業の変更前の限度額9,700万円を変更後の限度額8,530万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

6 番、高橋幸喜議員。

6 番（高橋幸喜君）

9 ページの6 款2 項2 目、森林保険料のことでお聞きいたします。これは昨年度はあったのですけれども、今年はなかったということでここへ出てきたということで、これ確か森林保険というようなことで保険の掛け金は本当は前金というようなことに普通はなっているのですけれども、ということは今まで掛けてこなかったのかと、この1 年間掛けてこなかったのかということをお聞きしたいと思います。

議 長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

今回の補正につきましては、当初で本来、この全体7 2ヘクタールあるわけですが、4 0ヘクタール分だけの掛け金を計上しまして、実は3 2ヘクタール分が計上漏れになっていまして、今回それが分かりまして、追加で補正予算を組んだという状況でございます。

議 長（佐々木雄一君）

6 番、高橋幸喜議員。

6 番（高橋幸喜君）

そうすると、去年までは約6 1万円ほどの金額の掛け金だったようです。今回6 9万円という、7～8万円ほど増えたのですけれども、ということはその面積が増えた、そのためにこの金額が増えたのかということで、すると今までは、その増えた分の方は掛けていなかったということですか。

議 長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

昨年度とちょっと保険の掛ける面積の精査をしたというところもございまして、また、保険との年数とかそういう掛け金の保険の条件も若干毎年変わりますので、そういうことで金額も変わってくるというところがございます。

議 長（佐々木雄一君）

6 番、高橋幸喜議員。

6 番（高橋幸喜君）

平成2 5年度は保険料というのは最初から見ておりませんよね、当初予算からも、まるっきりゼロだということだったのです。そういうことで、いきなりポツと出たものですから聞きました。どうですか、それ、最初からゼロですよ、当初予算から。

議 長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

平成25年という話でしたか。平成26年度ですか。

6 番（高橋幸喜君）

当初予算にありますか。当初予算にはないと思ったのですが。

農林振興課長（石川二三夫君）

当初予算で80万3,000円というのを盛り込んでいますので、先程漏れていた分というところでしたので、よろしくお願いします。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

では、民生費のところでお尋ねします。7ページの裏のところ。3款1項1目、災害時要援護者支援プラン策定というところと地域福祉計画策定委員というところで、1節報酬と8節報償費の減額になって、また同じ金額で出ているところを1点、どういうわけなのか説明ください。

それから、3款民生費の2項2目20節、障害児施設措置費が減額になっていますね、130万円というところと、もう1点、3款2項7節、臨時職員の賃金でございます。1目児童福祉総務費のところ30万円、それから4目児童福祉施設費のところ228万円、合わせると258万8,000円というふうになっているのですが、この区分けのことについて説明願いたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず7ページ裏の報酬、災害時要援護者支援プラン策定委員と、それから地域福祉計画策定委員の額が報酬から報償費に変わっている、これはそれぞれ同額の変更でございますが、本来、いわゆる要綱でもって定めている委員の報酬については報償費の方で計上するというのが正しいやり方ということになりましたので、同額をそれぞれ組替えたということになります。

それから、こちらの分で8ページの賃金の分でございますが、児童福祉総務費の分につきましては、子ども・子育て支援の事業計画等の策定に係る分ということで、2カ月の臨時職員の分の賃金を計上してございます。

それから、8ページの裏の方の児童福祉施設費につきましては、これの分については保育所等の保育士の臨時での賃金ということで計上している分でございます。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

8ページの児童措置費の障害児施設措置費、20節の扶助費の130万円の減でございますが、これにつきましては障害児の施設措置費でございます、当初利用者9人でしたが、利用者1名

減ということで利用実績の減によりますし、10月までの実績、それから11月から3月までの見込み、人数の減と見込みの分を見込みまして130万円の減となったところで、当初780万円予算計上しておりましたので、最終的に650万円の見込みになったということで130万円の減額というところでございます。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

そのプラン策定のところは分かりました。臨時職員の子育て支援のところという2名、これも保育士ということになるわけですね。そうすると、こういうところも保育所の実態も大変な実態だというのは私も理解はしているのですけれども、臨時職員は何名になっていて、その辺のどのような改善策を考えているかとか、そういうふうなところ、待遇、処遇のところを短くでいいですので、ちょっと説明していただければと思います。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

現在、保育所で採用されております臨時職員の人数につきましては町民福祉課長の方から申し上げますけれども、今後の対応ということでございますが、いずれ一般質問等でもお話しされている内容でございまして、大変保育業務については保育士を雇用する条件等もございまして、なかなか募集しても集まらないというような経過もございまして、今後、採用基準、採用内容、例えば期限付臨時職員以外にも任期付きという制度もございまして、ただ、それらの制度を活用いたしますと、定数カウント等の関係もございまして、それらを十分これから検討させていただいて、いずれ、募集した段階で多くの資格を持った方々に是非多く応募をしていただきながら、採用できるような内容の条件を整えながらの内容に変更していきたいというふうな形で検討作業を進めたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

当初の、年度当初での数字にちょっとなりますが、保育士の数でございまして、平泉保育所が15人、保育士ですね、そのほかに別の職種の方もいますが、保育士だけで見ると15人、それから長島保育所が13人というふうな形になってございます。期限付きの雇用の方とか日々雇用の方とかも含めての人数という形になります。

議長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

4ページの13款、国庫支出金の件ですけれども、2項の国庫補助金の中で1目の総務費国庫

補助金479万7,000円という大きな金額が減額になっていますが、これの減額理由はどのような形ですか。ちょっとそれをお知らせ願います。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

4ページの国庫支出金の国庫補助金の1目の総務費国庫補助金の減額理由でございます。これにつきましては、当初国が示していた補助金の交付率でございますけれども、10分の10をこの関係については交付するというような条件でお話は聞いていたところでございますけれども、実際的に蓋を開けてみますと、それぞれの種類によりまして交付率が違ってきておりました。その関係で、住基システムについては交付率は10分の10でございますし、地方税務システムにつきましては3分の2、中間サーバーの設置については10分の10、団体の統合宛名システムについては10分の10ということで、それらを総合いたしまして、交付率の変更に伴います、今回479万7,000円の補助金の減額をさせていただいたところでございます。

議長（佐々木雄一君）

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

かなりの減額の率が大きいです、今後更にこれは減額なるということはないですね。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

この額については、現在でシステム導入を考えている内容についての交付決定額でございますので、変更はないものというふうに認識してございます。

議長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

今の石川議員の関連ともなるところですが、6ページの2款1項9目、情報化推進整備費の中で13節、個人番号制度システム導入委託料というところが、当初300万円が半分に減額なっているところの理由と、それからその下に19節、中間サーバー・プラットフォームという利用負担金ということは、これは中間サーバーということで、そこを多分、全国何カ所かということをつなぐサーバーになると思うのですけれども、そこをちょっと教えていただきたいと思っております。

もう1点、もう一つは8ページの裏にあります3款民生費2項の児童福祉費の中に13の委託料ということで、児童クラブ管理運営委託料9万2,000円ということで計上されておりますが、これは平泉のすぎの子の部分でしょうか。

議 長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

初めに、6ページの情報化推進整備費の方の委託料と負担金の関係につきましてご説明を申し上げます。13節委託料の140万4,000円の減額につきましては、入札に伴う減額でございます。実績に伴う減額ということでご承知いただきたいと思います。

それから、19節の負担金補助及び交付金については、この中間サーバーにつきましては、この個人番号制度を運用するためのサーバー、クラウド方式を国が導入いたしまして、国が整備する内容につきまして各自治体が負担金として支出するものでございまして、それへの今回、国からの請求がありましたものですから、今回予算計上させていただいて、これを負担金として支出するものでございます。

議 長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

8ページの裏の13節委託料、児童クラブ運営管理委託料の追加でございますが、これはすぎの子クラブの分でございます。中身は昨年度、増築をいたしました。そのために暖房器具とか冷房器具も付けましたので、その分の電気料とか光熱水費に係る分がどうしても途中で足りないということで、すぎの子の方から申し出がございましたので、その分を今回、追加という形にいたしました。

議 長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2 番（升沢博子君）

最初の質問の中で、サーバーのプラットフォームということで、自治体クラウドという国のそういうことでの利用負担金だというふうに伺いましたが、現在、自治体クラウドという形のものが災害とかそういったところにあった場合のクラウドを自治体が導入するというのが全国というか、あるということで、国として番号制度導入と同時に自治体クラウドを導入する機会として考えている自治体もあるというふうにちょっと聞いたことがあるのですけれども、平泉の場合は将来的に導入と同時にそういったことを準備するような考えはないか伺います。

議 長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

自治体クラウドの導入につきましては、一昨年度から県の町村会が主体となって需要等の調査等も含めまして検討会を進めてきたところでございますけれども、最終的にはどこが主体となって主導的な立場でその制度を整備していくかという話になりますと、その辺でなかなか折り合いがつかないというような状況でございます。これが、県の町村会あたりが主導的な形の立場で先導していただけるのであれば、多分皆さんが加入していく率が高くなっていくものかという

ふうには想定いたしますけれども、現在ではそのような考えがないというような状況でございますので、平泉町におきましてもクラウドという形での活用方法はかなりあるものというふうには認識はしておりますけれども、なかなか指導的な立場でこれを展開していくような状況にはないというようなこともございまして、今の個々のサーバーでの運用というような形の流れになっている中でございます。

議長（佐々木雄一君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

13ページの10款の5項4目文化遺産センター費の1節報酬の件ですが、145万8,000円が減額されている、これは大矢さんが亡くなったことに伴う減額だと思いますが、いずれ館長がいなくなったということで館長が必要になってくる、3月まで3カ月しか期間がないものですから、その次の準備ということで大矢先生に代わる者というものも考えているかということと、もう一つは、前に近藤大使に青木町長が議長の時に名誉館長はどうかという話はあったという話を聞いております。その中で、名誉館長をお願いするというのは、やはり今度、館長もそれなりのものになってくるのかという思いがいたします。そういうところで、名誉館長を近藤大使にお願いしたということは、それは確かな話であるのか、もしくはその後どのようなようになったのかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

いずれ、拡張登録を目指す中で、大矢先生がああいった形で逝去されたということに対しましては、大変私どもも大変な心痛な思いであります。しかし、現実的に今後、やはり拡張登録を目指すためには、館長の設置はやはり特に重要なことだというふうに思っております。特に、拡張登録を目指す白鳥館遺跡、そして長者原遺跡、そして私どもの柳之御所もですし、骨寺荘園もですが、そういった方々の思いもやるためには館長の設置は大変重要だというふうに思っております。いずれ、内部でも早急にその体制を整えようということで今話は進めておるところであります。後段の先程の質問の近藤前文化庁長官の件であります。非公式な話、私が当時、平泉に来ていただいた時に非公式な話でお話しした段階でありまして、もしそれを実現させるとすれば、やはり館長、そして名誉館長という位置付けが果たしてそのとおりがいいのか、そのことも含めながら検討させていただきたいというふうに思っております。ただ、いずれ拡張登録を目指す中で、やはりその体制を整えるということの中での一つだというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

今回の減額補正につきましては、館長の4月から12月までの分の補正、減額ということでし

たもので、残り1月からの3カ月につきましては残してあるという状態でございます。

議長（佐々木雄一君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

いない状況がいつまでも続くような状況にしておくわけにはいかないということでありますので、どちらにしても4月から出れるような人、館長として出れるような人を、近藤大使は別としましても、館長としてならば4月1日から出てこれるような格好の人がいいのではないかと思いますけれども、4月までには準備できるのでしょうか、その辺は。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

就任当初から、いずれあまり時期を置かないうちという考えは持っておりました。ただ、どの時期になるのか、例えば先程もお話したように、前近藤文化庁長官の件もですけれども、館長の人選がないまま名誉館長だけということにもならないと思うので、そういった意味では館長の人選も早急に急ぎながら、もしできるのであれば同時にそれが果たせるのであればいいかという自分自身の考えは持っておりますが、ただ、この人というのが今所長ともいろいろ相談はしておりますけれども、今ここで公表できるような段階にはありません。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございますか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

進行の声がありますので、進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（佐々木雄一君）

挙手全員です。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

議 長（佐々木雄一君）

追加日程第7、議案第47号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

議案書の17ページをお開き願います。

議案第47号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

17ページの裏をお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきます。

款項同額の場合は、項の補正額でご説明申し上げます。

歳入、1款使用料、1項駐車場使用料479万円の減でございます。

歳入合計479万円の減でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費479万円の減でございます。

歳出合計479万円の減でございます。これはAED購入費入札による減と基金積立金の減でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第47号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議 長（佐々木雄一君）

挙手全員です。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

議 長（佐々木雄一君）

追加日程第8、議案第48号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書その3、19ページでございます。

議案第48号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をさせていただきます。

19ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金252万2,000円。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金296万1,000円の減。

6 款諸収入、2 項雑入147万4,000円。

歳入合計103万5,000円。

次に歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費103万5,000円。

歳出合計103万5,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第48号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（佐々木雄一君）

挙手全員です。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（佐々木雄一君）

追加日程第9、議案第50号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書その3、21ページでございます。

議案第50号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

21ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額でございますので、項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。

1款分担金及び負担金、2項負担金13万5,000円。

歳入合計13万5,000円。

次に歳出でございます。

1款水道事業費、1項水道管理費13万5,000円。

歳出合計13万5,000円。

以上でございます。よろしく審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第50号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（佐々木雄一君）

挙手全員です。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（佐々木雄一君）

追加日程第10、議案第51号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書その3、24ページでございます。

議案第51号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書24ページの裏の平成26年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。款項目同額でございますので、目の補正額でご説明いたします。

支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費2,000円。

支出合計2,000円。

以上でございます。よろしく審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第51号、平成26年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（佐々木雄一君）

挙手全員です。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（佐々木雄一君）

以上で、本定例会に付議された全ての議案が議了しました。

閉会宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成26年第4回平泉町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会 午後6時14分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐々木 雄 一

署名議員 阿 部 正 人

同 佐々木 一 治